

調査を中止した事案

事案 (1) 有間川フィッシャリーナ棧橋修繕工事期間中における船の係留に対する市の対応について

対象機関	農林水産部農林水産整備課
苦情の趣旨	有間川フィッシャリーナに船を係留し、遊漁船業を営んでいるが、棧橋修繕工事期間中は係留できないと言われた。係留できなくなると営業に支障が生じ生活できなくなる。工事期間中でも係留できるようにしてほしい。 (苦情の趣旨及び理由は整理しました。)
中止の理由	令和8年3月27日付けで申立人から取下書が提出され、同日付けで受理したことによる。